

令和2年度特定健診のご案内

特定健診（メタボ健診）は、**令和2年度の年齢が40歳以上75歳未満の方が対象**となります。当組合が実施するこの健診を受けるか、または職場の健康診断（事業者健診）を必ず受けて、生活習慣の改善や生活習慣に起因する疾病の予防に役立てましょう。

※ **職場の健康診断(事業者健診)や市区町村の特定健診を受ける方は、この特定健診を受ける必要がありません。**

また、資格喪失後の受診はできません。

- ① 特定健診等の受診率が低いと、国に支払う拠出金の負担が増えるなど、組合財政に影響が出る場合があります。
- ② また、事業者健診の結果データを組合にご提出いただければ、特定健診を受けたとみなすことができ、当組合の受診実績をアップすることができます。

各事業主様あてに職場健診の結果のご提出を依頼しますので、その際には是非ご協力をお願いいたします。



1 対象者

令和2年4月1日現在、当組合に加入している40歳から75歳未満の被保険者の方で、令和3年3月31日まで当組合に加入し、受診日にも被保険者の方。（75歳になる方は誕生日の前日までとなります。）

2 健診期間・実施医療機関

令和2年7月から令和3年3月31日まで、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県各地区医師会加入の医療機関で受診できます。

東京都の実施医療機関は **Web** でご確認ください。

「東京都保険者協議会ホームページ」

<http://www.tokyo-hokensyakyougikai.jp>

特定健診・特定保健指導集合契約（B）実施機関一覧をご覧ください。

※ 都外の医療機関で受診する場合は、組合までお問い合わせください。

3 受診項目

問診、診察、身体測定（身長、体重、腹囲、BMI）、血圧測定、脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、医師の判断（メタボリックシンドローム判定、総合評価）
（医師の判断により、貧血検査、眼底検査、心電図検査も実施する場合があります。）

4 受診方法

- ① 送付した「受診券」と「被保険者証」が必要です。
受診券裏面の「問診票」は、予めご記入ください。
- ② 受診しようとする医療機関に健診の可否をご確認の上、予約して受診してください。
- ③ 健診当日までの食事制限などについても、併せてご確認ください。

5 受診費用(自己負担額)

無料（自己負担はありません。）

6 その他(特定保健指導)

特定健診の結果は、医師から本人に伝えられます。また、当組合にも健診データが提出されます。健診結果から生活習慣の見直し、改善が必要と判断された方には専門相談員が面接の上、日常生活の見直し、改善目標の設定のための特定保健指導を行います。

特定保健指導は無料です。（自己負担はありません。）

**特定健診を受けて
延ばそう 健康寿命**



令和2年7月

東京都薬剤師国民健康保険組合
電話 03(3874)7411